



# 日・アルメニア租税条約

(正式名称:所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約)



## 背景

- アルメニアとの間では、現在、1986年に発効した日・ソ租税条約が適用されている。
- アルメニアは、黒海とカスピ海の間位置するコーカサス地方の内陸国であり、ヨーロッパとアジアを結ぶ要衝に位置。現在、アルメニア政府は経済パートナーの多角化を目指しており、今後、同国が強みとするIT分野等を中心として、日本とアルメニア双方の企業の活動の活発化が期待される。



## 主な内容(現行条約の全面改正)

### ◆ 二重課税の除去のための規定を拡充

#### (1) 企業の事業活動による利得(事業利得)

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

#### (2) 投資所得(配当・利子・使用料)に対する源泉地国での課税を制限

	配当	利子	使用料
現行	15%	免税(政府受取等) 10%(その他)	免税(著作権) 10%(その他)
改正後	免税(親子会社間) 5%(その他)	免税(政府受取等) 5%(その他)	5%

#### (3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む)

### ◆ 国際的な脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

#### (1) 税務当局間で租税に関する情報交換を行うための規定を拡充(対象租税の拡大等)

#### (2) 租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入

#### (3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入

## 早期締結の必要性

- 早期に現行の租税条約を改正することにより、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、国際的な脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。

- 人口  
280万人(2024年)
- 一人当たりGDP:  
8,153米ドル(2023年)
- 在留邦人:  
38人(2023年10月現在)
- 進出日系企業:  
6社(2023年10月現在)
- 進出分野:  
たばこ販売、中古自動車販売等

### (参考)

- アルメニアは、G7諸国、中国、インド等約55か国・地域との間で租税条約が発効済み。
- 2023年5月に吉川外務大臣政務官(当時)がアルメニアを訪問。2024年9月にグリゴリャン国家安全保障会議書記が訪日。
- 2024年12月に署名(於:エレバン)。